

令和3年度 第1回情報公開・個人情報保護審査会 会議要旨

日 時 令和3年9月14日（火）
午後2時～
場 所 国保連合会3階会議室

出席委員 岡野委員（会長）、惣谷委員（会長職務代理者）
青木委員

事務局 青山事務局長、三栖次長兼会計管理者、山崎総務課長、
村田業務課長、坂口総務班長、江里給付適正化班長、
楠総務班主査

依 頼 元 和歌山市福祉事務所 松崎副主査

【会議の流れ】

- 1 開会 < 14:00 >
- 2 事務局長あいさつ
- 3 審査会委員の紹介
- 4 事務局職員の紹介
- 5 議題（岡野会長進行）
 - （1）和歌山市が行う高齢者の安全確保及び成年後見制度の必要性を考慮するための情報収集に関する後期高齢者医療被保険者の通院又は入院していた医療機関並びに通院歴又は入院歴及び保険料の納付状況に係る情報提供について【諮問案件】
 - （2）個人情報取扱事務届出の報告について
 - （3）その他
- 6 閉会 < 14:40 >

【議題要旨】

（1）和歌山市が行う高齢者の安全確保及び成年後見制度の必要性を考慮するための情報収集に関する後期高齢者医療被保険者の通院又は入院していた医療機関並びに通院歴又は入院歴及び保険料の納付状況に係る情報提供について

【諮問案件】

【事務局】

事前配布資料の「和歌山市への個人情報の提供について（諮問）」に基づき、事前の概要説明より詳細な内容を説明。

【委員】

レセプトの情報提供ですが、まずは介護保険の情報で対応し、介護保険の情報がない場合に限ってこの情報を使うのか。

【和歌山市】

そうです。たとえば、高齢者の方の安否がわからない場合、まず地域包括支援センターの情報を確認する。次の段階で介護保険のサービスを利用しているかを確認する。介護保険を利用していればケアマネージャーとの関わりを確認する。介護保険のサービスも利用していない場合、地域包括や介護保険と関わりもないので、医療との関わり、通院歴がないかを広域連合からのレセプト情報により確認する。このレセプト情報を参考に安否確認につなげていきたいと考えている。

【委員】

医療との関わりを探るためにこのデータを利用したいとのことだが、年間どれくらいの件数か。

【和歌山市】

月1回くらい。私は4月に配属されたが、地域包括も介護保険の関わりもないというケースは、月に1回くらいある。

【委員】

その情報をどんな形でみるのか、もう1回説明してほしい。病院名だけの情報なのか。

【事務局】

レセプトで治療した詳細の内容までではなくて、通院歴や入院歴で行った病院を特定したいだけなので、検索画面には様々な情報がでるので、担当している保険総務課の職員がどこの病院に行ったかを口頭で伝える。

【委員】

それは和歌山市が広域連合に来庁しての話か。

【事務局】

広域連合の情報を和歌山市の保険総務課で情報提供する。

【委員】

見てもいいという許可は出すのか。

【事務局】

今回の諮問をいただいて、情報提供ができる。

【委員】

業務の端末はだれでも使えるのか。

【事務局】

後期高齢者医療を担当している和歌山市の職員のみ。

【委員】

パスワードとかセキュリティをかけてある端末をその方が開いて、病院情報を提供する。他の情報は入っていないのか。検索をかけて病院名だけが見られるのか。口頭または目視によりと書いていたので、台帳みたいな物を広域連合へ見に来てもらうのかと思っていたが。

【和歌山市】

そうです。パソコン上で医療機関を確認する。

【委員】

情報開示までの過程で虐待の調査はどの程度されるのか。

【和歌山市】

認定するために必要な情報にはなってくるが、市町村としては虐待の通報を受けた場合に、事実の確認をしなければならないという義務が課せられている。虐待有無を特定するための1つの情報源として、医療機関や経済的な虐待であれば保険料の納付状況を確認する。認定していく判断の1つの材料として集めることになるので、虐待として認められるものだけ開示するとかではなく、その可能性があるもの全てを情報としていただくと考えています。

【委員】

和歌山市で通報の審査をしてから、こちらに請求をするのか。

【和歌山市】

信憑性は確認する。

【委員】

医療データの入手方法は、和歌山市役所保険総務課が、国保連合会とか後期高齢者広域連合とかとネットワークでつながっていて、和歌山市役所保険総務課でみるとのことだが、必要な情報は医療機関名のデータだけで、レセプトの情報はいらないと聞き取れたが、そうなのか。

【和歌山市】

はい、そうです。

【委員】

レセプトデータを見たときに医療機関名だけ抽出したデータは見られるのか。

【事務局】

画面では、その方のその月の病院名だけを抽出したものだけを見られます。

【委員】

そのデータを福祉事務所が見るとのことだが、文書で書かれている「口頭や目視」は、このデータのことを言っているのか。

【和歌山市】

そうです。

【委員】

医療機関から情報を聞き取ったら当然記録をしなくてはいけないし、書面等で保管しなければいけないが、広域連合から得た情報に関しては書面による保管はしないと書いてあるが、そういうことでいいのか。

【和歌山市】

基本的には口頭で聞き取ることになると思う。保険総務課の端末で検索して、病院名がわかったら、そこで電話で聞き取りして、それで確認することをメインとしたいと考えている。

【委員】

仮に複数ケースがあれば、間違ったらいけないからメモするかもしれないが、あえて書面で保管するために聞き取って書くという意味はないということですね。

【和歌山市】

はい、そうです。ただ対応した時にケース記録を残す必要があるので、保険総務課から医療機関を確認して、医療機関が判明したというような記録は残ると思います。そのケース記録は、和歌山市のルールに基づいて管理しますという意図でこのように書かせてもらっている。一点追加させてもらおうと医療機関の情報と納付の状況を教えてもらおうようになるが、納付の方がもしかして何月にこの金額を納めている等を目視で確認させてもらうケースはあると思う。

【委員】

保険料の納付状況の情報も同じパソコンで見られるのか。

【事務局】

同じパソコンで見られます。

【委員】

保険料の納付状況で、経済的な虐待に該当するかどうかは、具体的にどのような見方をするのか。

【和歌山市】

例えば、判断能力の衰えている75歳以上のご高齢の方の子どもが金銭管

理をしている。子どもが親の年金を使って普通は必要な保険料を納めていく必要があるが、保険料を納めずに、自分の娯楽に使ってしまっている場合、経済的虐待の恐れがある。経済的虐待は、年金を搾取している状況をさすので、納付状況を確認させてもらいたいと依頼しました。

【委員】

そのデータから成年後見人制度を活用することを考えるという流れなのか。

【和歌山市】

はい、そうです。子どもの管理から、第三者の的確な方への管理に変えるという必要性もでてくるので、成年後見人制度も書かせてもらっている。

【委員】

根拠法令を前提にした場合、情報開示請求権までは発生しないと思うが、その理解で正しいか。

【和歌山市】

おっしゃる通りです。老人福祉法と高齢者虐待防止法という2つの法律のいずれも、高齢者の福祉に関して虐待の通報や届け出があった場合は必要な調査をしなければならない。調査をする義務がある中で、できる限り迅速に対応できるように今回依頼したことになる。

【委員】

調査をする方法の1つとして、情報を開示してもらえないかとの要望になるのか。

【和歌山市】

はい、要望になります。

【委員】

今までそういう話がなかったのか。和歌山市以外はそのような要望がなかったのか。

【事務局】

和歌山県が管理するところでは、現在のところそのような要望は出ていない。今回初めて和歌山市から出てきているが、他の市町村においても出てくる可能性はございます。特に市に関しては独自に福祉事務所があるので市からの要望、町村に関しては県からの要望で出てくる可能性があります。

【会長】

他に意見や質問等が無いようですので、本審査会としては、本件に係る個人情報提供について妥当であると認めることとしてよろしいですか。

【委員一同】

はい。

【会長】

異議等が無いようですので、この本審査会としては、そのようにさせていただきます。次の議題もありますので、和歌山市福祉事務所の方は退席していただきます。

【和歌山市】退席。

【会長】

事務局のほうから配布した答申案を読み上げる。

【会長】

これについて何かご意見ございますか。

【委員一同】

ありません。

【委員】

先ほど事務局の発言の中で、市であれば市の福祉事務所、町村であれば県と話があったが、今回と同じようなことであれば、市町村等とか県とか・・・、要するに市町村から依頼のあったときだけ同じ扱いにすると書かれているので、ここはどうでしょうか。

【事務局】

県とか等とかを追加します。

【会長】

答申内容については若干文字の訂正などがあるかもしれませんが、基本的には答申案のとおりとする。

(2) 個人情報取扱事務届出の報告について

【事務局】

令和3年4月1日付けで届出のあった個人情報取扱事務届出について説明。

(3) その他

特に案件なし。